

別紙

連携型 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 料金表

【介護保険 1割負担 利用料金】

要介護	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (全額:円/月)	利用者負担額 (一割:円/月)	※1)日割減算額 (円/日) 通所サービス併用時	※2)1日単価 (円/日) 短期入所サービス利用時
要介護1	5,658	64,501	6,451	71	212
要介護2	10,100	115,140	11,514	127	379
要介護3	16,769	191,166	19,117	210	630
要介護4	21,212	241,816	24,182	266	796
要介護5	25,654	292,455	29,246	321	963

【連携先訪問看護費 介護保険 1割負担 利用料金】※3)

要介護	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (全額:円/月)	利用者負担額 (一割:円/月)
要介護1	2,935	33,459	3,346
要介護2			
要介護3			
要介護4			
要介護5	3,735	42,579	4,258

<加算>

	基本単位数	サービス利用料(全額:円/月)	利用者負担額(一割:円)
※4)初期加算	30単位/日	342円/日	35円/日
※5)総合マネジメント体制強化加算	1000単位/月	11400円/月	1140円/月

※1)日割減算額

通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護)を利用した場合、通所系サービスを利用した日数分を基本単価より日割減算します。

※2)1日単価

短期入所系サービスを利用した場合または医療保険対象の期間は、1日単価より算出します。

※3)連携先訪問看護費

訪問看護も利用した場合の追加料金となり、連携先訪問看護事業所からの請求となります。

※4)初期加算

利用開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30単位が加算されます。(毎日付きます)

※5)総合マネジメント体制強化加算は以下の算定要件を満たす場合、加算されます。

- ①利用者の心身状況またはその家族等取り巻く環境の変化に応じ、随時、関係者が共同し定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。
- ②地域の医療機関、介護老人保険施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

注1 事業所は、研修等を計画的に実施し、介護福祉士を30%以上配置している場合、サービス提供体制加算(Ⅰ)(1月につき500単位)を加算できます。

注2 利用単位数に介護職員処遇改善加算Ⅰ(8.6%)を乗じさせていただきます。

注3 事業者と同一建物に居住する利用者にサービスを行う場合、1月につき600単位を所定単位数から減算します。

【介護保険 2割負担 利用料金】

要介護	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (全額:円/月)	利用者負担額 (二割:円/月)	※1)日割減算額 (円/日) 通所サービス併用時	※2)1日単価 (円/日) 短期入所サービス利用時
要介護1	5,658	64,501	12,901	142	425
要介護2	10,100	115,140	23,028	254	757
要介護3	16,769	191,166	38,234	420	1,259
要介護4	21,212	241,816	48,364	532	1,592
要介護5	25,654	292,455	58,491	641	1,925

【連携先訪問看護費 介護保険 2割負担 利用料金】※3)

要介護	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (全額:円/月)	利用者負担額 (二割:円/月)
要介護1	2,935	33,459	6,692
要介護2			
要介護3			
要介護4			
要介護5	3,735	42,579	8,516

<加算>

	基本単位数	サービス利用料(全額:円/月)	利用者負担額(一割:円)
※4)初期加算	30単位/日	342円/日	69円/日
※5)総合マネジメント体制強化加算	1000単位/月	11400円/月	2280円/月

※1)日割減算額

通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護)を利用した場合、通所系サービスを利用した日数分を基本単価より日割減算します。

※2)1日単価

短期入所系サービスを利用した場合または医療保険対象の期間は、1日単価より算出します。

※3)連携先訪問看護費

訪問看護も利用した場合の追加料金となり、連携先訪問看護事業所からの請求となります。

※4)初期加算

利用開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30単位が加算されます。

※5)総合マネジメント体制強化加算は以下の算定要件を満たす場合、加算されます。

- ①利用者の心身状況またはその家族等取り巻く環境の変化に応じ、随時、関係者が共同し定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。
- ②地域の医療機関、介護老人保険施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

注1 事業所は、研修等を計画的に実施し、介護福祉士を30%以上配置している場合、サービス提供体制加算(Ⅰ)(1月につき500単位)を加算できます。

注2 利用単位数に介護職員処遇改善加算Ⅰ(8.6%)を乗じさせていただきます。

注3 事業者と同一建物に居住する利用者サービスを行う場合、1月につき600単位を所定単位数から減算します。